資料１

# 【市民参加条例の概要】

**前　文**
制定の背景や条例の理念

**目　的**
市民参加による市民生活の向上

**市民の役割**　自主的な市政への参加
**市の役割**　市民参加機会の推進

**用語の定義**
市民・市・市の機関・政策等・市民参加

## ■市民参加の対象と方法

①どんなことに

**市民参加の対象となる事項**
○市の構想や条例
○市民生活に重大な影響を及ぼす制度
○公共施設の設置計画と利用
○市独自の税の導入や使用料等
○市の予算に関すること
○その他市の機関が必要と認める事項

対象外事項

○軽易なもの
○緊急を要するもの
○内部事務処理に関するもの
○法令に定めがあるもの

②どんな方法で

**市民参加の方法**
○ワークショップ
○パブリックコメント
○審議会等
○市民説明会
○市民投票
○その他市の機関が適切と認める方法

政策等の内容に応じて、効果的な時期・方法で実施。
複数の実施に努める。

○市民政策提案
○要望・苦情など市民の声の扱い
○非公開情報

## ■市民参加の推進

**市民参加推進会議**
市民参加の実施・推進・評価

**市民参加の実施状況の公表**

**条例の見直し**
必要に応じて行う

③この会議の位置付け

【会議の目的】
市民参加を推進し、及び市民参加の制度の実効性を確保するために設置

**市民参加の方法**

| 市民参加手続き | 【目的】と実施するとき | 実施方法 |
|---|---|---|
| ワークショップ | **【答申や提案を受ける】**<br>複数の市民と一定の合意形成を図り、その意見の基本的な方向性を把握する必要があるとき | ○比較的少人数で自由な議論や共同作業を通して合意形成を図る。<br>○多様な意見が反映されるようメンバー構成に配慮する。<br>○企画・立案の早い段階で実施。 |
| パブリックコメント | **【意見や意向を聞く】**<br>広く市民の意見を反映させる必要があるとき | ○対象事項の案及び資料を公表。<br>○意見の提出期間は 30 日以上。 |
| 審議会等 | **【答申や提案を受ける】**<br>専門的な意見及び市民の意見を反映させる必要があるとき | ○委員は、男女比率、年齢構成、地域構成、在任期間、他の審議会との兼職に配慮し、できるだけ公募により選考。 |
| 市民説明会 | **【意見交換】**<br>市民周知とその対象事項に対する複数の市民の意見を収集する必要があるとき | ○一定の会場において、参加した市民に対して説明を行い、市民と市の機関、市民同士の意見交換を行う。<br>○早い時期から中間の企画・立案過程に実施。 |
| アンケート調査 | **【意見や意向を聞く】**<br>市民の意見や意向、考え方を把握する必要があるとき | ○無作為等で抽出した一定数の市民に調査票を配布し回答してもらう。<br>○企画・立案の早い段階で実施。 |

※いずれの手続きも、実施後に実施内容や意見などの記録を公表する。

## 第 15 条　北広島市市民参加推進会議　　条例の内容

（北広島市市民参加推進会議）

第 15 条　市民参加を推進し、及び市民参加の制度の実効性を確保するため、北広島市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）を設置します。

2　推進会議は、次に掲げる事項について審議します。

(1)　市民参加の実施に関する事項

(2)　この条例の運用の評価に関する事項

(3)　この条例及びこの条例に基づき市の機関が定める規則その他の規程の見直しに関する事項

(4)　その他市民参加に関する事項

3　推進会議は、委員 10 人以内で組織します。

4　推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命します。

(1)　公募に応募した者

(2)　市の職員

(3)　その他市長が必要と認める者

5　推進会議の委員の半数以上は、公募により選考された委員とします。

6　推進会議の委員の任期は、2 年とします。ただし、再任を妨げません。

7　第 4 項第 1 号及び第 3 号に掲げる者について前項ただし書の規定により再任をすることができる回数は、1 回とします。

8　前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 解　説

**◆この条は、北広島市市民参加推進会議（以下「推進会議」といいます。）の設置並びに推進会議の組織及び運営についての基本的事項について定めたものです。**

**◇第１項について**

・推進会議は、この条例に基づく市民参加を適切に推進するとともに、市民参加制度を北広島市にとって望ましい、実効性のある制度として作り上げていくため、市民参加の実施、この条例の運用の評価などについて審議するための第三者機関として設置するものです。

・推進会議は、地方自治法第 138 条の４第３項に規定する附属機関です。

**◇第２項について**

・この項は、推進会議の審議事項について定めています。

**(1)第１号について**

・この条例に基づき実施される、市民参加の実施状況を検証し、市民参加の対象と方法について、審議します。

**(2)第２号について**

・この条例に基づいて市民参加が適正に行われているかを検証するとともに、一定の評価基準を設けるなどして評価し、改善点やこの制度上での効果的な市民参加の進め方について審議します。

**(3)第３号について**

・第 1 号、第 2 号の審議を踏まえ、必要のある場合はこの条例及び規則の見直しを審議します。

・条例の見直しについては、第 17 条で市長が行うことを規定しており、その附属機関としてこの条例の見直しについて所掌事項としたものです。

**⑷第４号について**

・この号は、第 1 号から第 3 号まで以外で、市民参加の推進に関する事項を所掌事項としたものです。

**◇第３項について**

・推進会議の委員総数を 10 人以内としています。

**◇第４項について**

・「委嘱」は、第 1 号及び第 3 号に該当する者に対して行うもの、「任命」は、第 2 号の市の職員に対して行うものとしています。

・委員の構成は、様々な見地からの検討が必要なことから、公募委員、学識経験者ほか、市職員と幅広い構成としています。

**⑴第１号について**

・「公募に応募した者」とは、推進会議が第 9 条の「審議会等」であることから、第９条第３項の規定により、「市内に住所を有する者」から公募に応募した委員をいいます。

**⑵第２号について**

・「市の職員」とは、市民参加の実施に当たっては全職員の理解が不可欠であり、実施状況を十分踏まえた上で、市民と市職員が率直に話し合うことにより制度の実効性が高まり、市民参加の推進につながることから、市の職員から任命した委員をいいます

**⑶第３号について**

・「その他市長が必要と認める者」とは、地方自治法、市民参加等について専門的な知識・経験を有する者や宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人（会社）、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）、自治会等の関係者で、市長が委嘱する委員です。

**◇第５項について**

・市民の目線で、市民参加状況についての様々な角度からの意見が反映されることを期待し、公募委員を半数以上としています。

**◇第６項について**

・委員の任期は他の一般的な例にならって２年とし、再任をすることができるものとしています。

**◇第７項について**

・市職員の委員以外に再任制限を設け、２期（通算４年）を超えて連続して委員になることができないものとしています。これは、市民の多様な意見が反映されるように努める第９条第２項の趣旨をこの推進会議の運営に具体的に反映させることとしたものです。なお、市職員である委員については、いわゆる「充て職」となることから、再任制限は定めないこととしています。

**◇第８項について**

・推進会議の組織及び運営については、規則第８条に規定しています。

**■北広島市市民参加条例施行規則（抜粋）**

（推進会議の組織及び運営）

第８条　条例第 15 条第1項に規定する推進会議(以下「推進会議」といいます。)に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定めます。

2　会長は、会務を総理し、推進会議を代表します。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

4　推進会議は、会長が招集します。

5　会長は、推進会議の会議の議長となります。

6　推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。

7　推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

8　前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定めます。